

# 中期目標原案・中期計画案一覧表

(法人番号 23) (大学名) 東京医科歯科大学

中期目標原案	中期計画案
<p><b>(前文)大学の基本的な目標</b> 東京医科歯科大学の基本的目標</p> <p>本学は「知と癒しの匠を創造し、人々の幸福に貢献する」を基本理念としており、これを実現するために第3期中期目標・中期計画期間においては、以下を重点目標とする。</p> <p><b>(教育)</b> 幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観、自ら考え解決する創造性と開拓力、国際性と指導力を備えた人材を育成する。特に、教育プログラムの国際的通用性と質保証の観点から教育の成果・効果を検証し、その結果に基づいて目標を達成するための教育改革および入試改革を実践する。</p> <p><b>(研究)</b> リサーチ・ユニバーシティとして、医学、歯学と生命理工学等の機能的連携により、世界をリードする先端的で特色のある研究を推進する。特に、医療イノベーション創出を目指して、次世代の医療に向けた基礎研究、臨床研究を推進するとともに、研究成果を迅速に実用化へと展開する機能を強化する。</p> <p><b>(医療)</b> 健康長寿社会の実現にむけて、高度で先進的な医療・歯科医療および先制医療を推進する。特に、診療関連情報の一元的な収集および分析・評価を活用して、医療のさらなる質的向上を達成し、患者中心の医療を充実させるとともに、臨床研究実施体制を強化し、医師主導治験や多施設共同臨床研究をさらに推進する。</p> <p><b>(国際)</b> 国際的な教育・研究・医療のネットワークを拡充し、世界を先導するトップレベルの拠点としての機能を強化する。特に、スーパーグローバル大学としてグローバルヘルスの推進に貢献し、その発展をリードできる人材の育成を強化する。</p> <p><b>(社会貢献)</b> 社会的な役割やニーズに対応した教育・研究・医療を推進し、その成果を積極的に情報発信するとともに社会・地域に還元する。特に、長寿・健康人生推進センターとスポーツサイエンス機構を核として、得られた教育研究成果の還元を重点的に行う。</p> <p>以上の重点目標を含めた各目標の達成に向けて、IR(Institutional Research)機能を強化し、重点領域の強化のための教育研究組織の見直しや編成を行うなど、学長のリーダーシップとエビデンスに基づいた教育・研究・医療等に係る戦略を推進し、世界に冠たる医療系総合大学としての飛躍を目指す。</p>	

◆中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成34年3月31日までとする。

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部、研究科及び別表2に記載する共同利用・共同研究拠点を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標

○アドミッションポリシーに関する基本方針

1) 医療系総合大学として、深い知識と高度な技術、幅広い教養と豊かな感性を兼ね備え、国際感覚と国際競争力に優れた教育者・研究者・職業人となるに相応しい人材を受け入れる。

○教育課程、教育方法に関する基本方針

【学士課程】

2) 医療人として、患者の痛み、患者を取り巻く様々な状況をも理解するため、倫理教育も含めた教養教育の充実に取り組み、幅広い教養と多様性を受け入れる豊かな人間性、自己アイデンティティと高い倫理観を備えた人材を育成する。

3) 学業・研究にあたって、常に自己問題提起し、自ら解決する能力を身に付けることにより独創的な教育・研究・診療等を推進できる人材を育成するために、学生が主体となる授業や自主学習の促進等に係る取組を行う。

4) 教育・研究・医療等の情報が即座に世界に伝播する現代において、最先端を行く人材の養成を推進するため、外国語教育や海外教育研究拠点への派遣等を強化することにより、国際性と指導力を備えた人材育成を強化する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためのべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

○アドミッションポリシーに関する計画

1) 本学の教育理念である「幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養」・「自己問題提起、自己問題解決型の創造力豊かな人材の養成」・「国際感覚と国際競争力に優れる人材の養成」に合致し、高い研究指向と国際的視野を備えた意欲ある優秀な学生を確保するため、アドミッションオフィスを設置し、入学試験方法・内容の不断の見直しと広報活動および高大連携の強化を行う。また、学士・修士・博士課程アドミッションポリシーについてもIR機能を活用し、不断の見直しを行う。

○教育課程、教育方法に関する計画

【学士課程】

2) 1年次から高学年次まで教養教育と学部専門教育との有機的連携を促進し、教養総合講座や主題別教育の見直しや拡充等により医療人としての倫理教育も含めた教養教育を充実させる。

3) 授業への主体的な参加を促すため、一方向的な講義形式の授業を減らし、学士課程科目(教養教育および臨床前教育)のうちアクティブラーニングを授業に盛り込んだ授業科目の割合を100%に向上させる。また、反転授業も含めた自主学習のための教材、機材、スペース等の環境を整え、教員が広くそれらを活用できるようにサポートする。教養総合講座の他、語学、自由選択科目、主題別選択等の授業の少人数化を行い、英語による討論も取り入れる。

4) 国際性と指導力を備えた人材育成の強化のために、学士課程において、人文社会科学系科目を中心に英語と日本語による二ヶ国語履修化を導入し、外国語による授業科目数を平成33年度までに24科目に拡充する。また、海外留学経験の機会を拡大充実するために、海外教育研究協力拠点および大学間協定の締結校を戦略的に増加させ、留学への動機付け、留学前準備教育も充実させる。さらに、学年混合型の授業を導入し、上の学年が下の学年を指導する機会を与えるなど、学生の指導力を養う場を設ける。

5) 個々人に合った総合的な疾病予防や診断・治療を含め、現代社会の多様なニーズに対応するために、多職種間の融合教育を推進することにより全人的医療を行える人材育成を強化する。

#### 【大学院課程】

6) 医歯学、口腔保健学、看護学、臨床検査学、生命理工学の各分野に求められる深い専門性と高度な技術を習得した、国際性、創造性豊かな人材を育成する。また、異分野を融合した先制医療を推進する人材の育成を行うため、新たな研究科を設置するとともに、将来のグローバルヘルス領域のリーダーおよび研究者を養成し、健康長寿社会の実現に寄与する。

5) 医学系・歯学系全ての多職種間の融合教育をPBL(Problem-based learning 問題基盤型学習)、臨床実習に取り入れる等、医療系総合大学の特性を活かした連携融合教育を推進する。

また、総合的な臨床推論能力・診断能力修得のための教育を強化し、探究心をもって診療に取り組むとともに、地域でのプライマリ・ケアを含めた地域包括医療にも貢献できる人材を育成する。さらに、学士課程と大学院課程のカリキュラムの連携性を高める。

#### 【大学院課程】

6) 研究科内、研究科間、海外教育・研究機関を含めた他の教育・研究施設間など、様々なレベルにおける連携教育を推進するとともに、大学院における教養教育のポリシーをより具体化させ、生命倫理研究センターなどWeb教育を活用した生命倫理教育の強化等を行うことにより内容を充実させる。

7) 各専攻のカリキュラムに、外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指した施策を盛り込むとともに、コースの増設および日本語コースからの切り替えにより英語のみで卒業できるコースを平成33年度までに7コースに増加させる。

また、新たな国際社会人大学院コースの設置により、国際社会人大学院コース修了生のうち外国の大学等で教育に携わる者の占める割合を60%以上の水準にする。

その他、看護キャリアパスウェイ教育研究センターによる大学院進学支援等の取組により、同センターの大学院進学支援プログラム修了生のうち大学院進学者の占める割合を60%以上の水準にする。

8) 既存の教育研究組織を見直して、健康科学領域の先進的な教育研究を担当する新たな研究科を平成30年度に設置するとともに、当該研究科に集学的アプローチで学習するグローバルヘルスリーダー養成コース(仮称)を開設するなどして、将来のグローバルヘルス領域を担う人材育成を行う。その成果として、同コース修了者のうち、統合的先制医歯保健学に関連する機関への就職者・進学者の占める割合を60%以上の水準にするとともに、統合的先制医歯保健学関連の英語論文数及び外国の大学や研究機関等との共著論文数を現行の1.5倍に向上させる。

#### ○教育の成果・効果の検証

7) 教育プログラムの国際的通用性と質保証の観点から、多様かつ多段階からなる教育の成果・効果の検証を行う。

9) 入学前から卒業後までの学生に関するデータを一括して管理、分析する部署を設置し、個人情報管理を徹底しつつ教学に関するIR機能を強化する。

また、学部・大学院の教育活動に関して、IR機能を強化して全学的な体制のもとで自己点検評価および外部評価を実施し、その結果を教育システムの改善に反映させるほか、海外の教育プログラムを調査し、各専攻の教育プログラムの改善に反映させる。

#### ○成績評価に関する基本方針

8) 医療人養成の観点から、厳正、適正かつ国際的汎用性のある成績評価を行う。

10) 制定・公開されている学位授与の方針(ディプロマポリシー)に基づき、学士課程卒業時および大学院課程修了時に要求される医療人としての専門的能力の基準を具体的に設定して、より厳正・適正な学位審査を実施する。

11) 定期試験に筆記試験以外の方法も積極的に取り入れて、学生の知識、思考力、技術、意欲、適性等を多面的、総合的に評価するとともに、GPAの成績分布について、国内外の教育機関における状況も調査し、国際通用性の高い成績評価を行う。

**(2)教育の実施体制等に関する目標**

## ○教員の配置

9)教育の実施体制を全学的に充実させるため、教員の戦略的な配置について恒常的に検証を行うとともに、女性・若手の積極的な採用と外国人教員等の登用を推進する。

## ○教育環境の整備

10)教育理念に沿った教育を実践するため、教育設備を充実させるとともに、教育効果の検証を行い、より教育効果の高いカリキュラムを構築する。

## ○教育の質の改善のためのシステム

11)教員の教育能力の向上および教育の質の改善と向上のため、統合教育機構(仮称)の機能を強化し、PDCAサイクルをさらに機能させる。

**(3)学生への支援に関する目標**

## ○学生の学習支援と生活支援

12)学生が充実した学生生活を送るための、学習支援・生活支援・心のケア、障がい学生支援、就職活動支援を充実させる。

**(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置**

## ○教員の配置に関する計画

12)教育に関して客觀性の高いIR機能による教員評価体制を構築するとともに、様々な教育技法の修得、教材作成技術の向上、講義のための英語力向上等を目的に、能力や属性に応じた教員研修やキャリア教育を実施する。

また、学長のリーダーシップのもと、女性・若手を積極的に採用するとともに、グローバル化に対応するため、外国人教員等(外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員)の登用を推進する。

## ○教育環境の整備に関する計画

13)社会人も含めた学生にとって学びやすい環境整備のため、図書館の充実、多様なメディアを活用した教育体制の充実、シミュレーション教育の充実を推進するとともに、IR機能を活用して専攻ごとにこれまでのカリキュラムの教育効果の検証を行い、教育効果が高く学生が留学しやすい新カリキュラムを構築する。また、四大学連合や大学院連携事業等を活用し大学の枠を越えて、テレビ会議システム等を利用した連携授業や図書館等の共同利用を行うなど、教育研究資源を有効活用する。

## ○教育の質の改善のためのシステムに関する計画

14)統合教育機構(仮称)のリーダーシップのもと、部局ごとに教育業績評価体制やカリキュラム改善体制を充実させ、外部評価を含めたPDCAサイクルの体制をさらに機能させる。また、教員の教育能力の向上のため、医療系総合大学の教職員に特化したFD(Faculty Development)を開発し、実施する。

**(3)学生への支援に関する目標を達成するための措置**

## ○学習支援に関する計画

15)学部生対象の学務システムと大学院生対象の修学システムを統合するとともに、健康管理システム等との連携を密にして、学生のトータルライフケアを推進する。また、教学に関するIR機能を充実・強化することにより、入学前から在学中、卒業後までの学生に関する様々なデータ(健康状況を含む)を集約、統合、分析、管理して、教育の場に還元できる体制を構築する。

## ○生活支援に関する計画

16)学生の日常生活・心身の健康・各種ハラスメントに関する相談、経済的支援、障がい学生支援、就職支援等、学生生活支援のさらなる充実を推進する。特に、就職支援については、就職希望の多い医療系企業に関する情報提供の拡充を行うなど就職支援を充実させる。

**(4) 入学者選抜に関する目標**

## ○入学者選抜の改善

13) アドミッションポリシーに沿った入学者選抜を行い、全人的医療人に相応しい人材やグローバルな人材を選抜するため、能力・意欲・適性に対する多面的評価・判定法を確立する。

**2 研究に関する目標****(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標**

## ○目指すべき研究水準

14) 医療系総合大学として、先制医療などの最先端医療の推進に貢献するため、時代に先駆ける基礎研究・臨床研究を開拓する。

## ○産学連携及び成果の社会への還元

15) 国内外の企業や研究機関等との連携を強化し、医療イノベーション創出、実用化に向けた最先端研究拠点の形成を推進し、特許申請や共同研究等をさらに活性化させるとともに、社会的課題の解決に向けて、本学が保有する知識、技術、研究成果等の「知」を広く社会に発信し還元する。

**(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置**

## ○入学者選抜の改善に関する計画

17) 國際バカロレアディプロマ資格者入学枠の導入の検討を進めるとともに、学士、修士、博士課程入学試験においてTOEFLなどの民間の英語資格・検定試験を導入する。アドミッションポリシーに相応しい学生を早期に獲得するための推薦入試を全学部において実施する。

また、アドミッションオフィスを設置するなどアドミッション部門を強化し、入学者選抜制度等に関わる研究開発や教員研修、入試広報等を積極的に推進する。

18) 人材育成および学際領域、複合領域の研究教育の更なる推進を目的として本学、東京外国语大学、東京工業大学、一橋大学により構成される四大学連合を活用した大学個別試験、本学および四大学連合内での卒業後の優先的な学士編入学制度、医歯学基礎研究者養成のための学士コースの検討を開始する。

**2 研究に関する目標を達成するための措置****(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置**

## ○目指すべき研究水準に関する計画

19) 本学の強みである研究領域の強化を加速化し、国際的な最先端研究拠点を形成するとともに、国内外の優れた研究機関との積極的な研究連携を行い、世界最高水準の最先端研究ネットワークを構築する。その成果として、医歯工連携関連国際共著論文数を現行の1.5倍に向上させる。

20) 学部、大学院、研究所等を有機的に連携させて、先制医療などの最先端医歯学研究、基礎・臨床融合研究を開拓し、社会的に要請の高い重点領域の研究を推進する。その成果として、医歯工連携関連論文数を現行の1.5倍に向上させる。

## ○産学連携及び成果の社会への還元に関する計画

21) 先端的医科・歯科医療の推進を目指し、学内外と連携して医歯工学融合分野の重点領域研究を推進する体制を整備し、医療機器、バイオマテリアル、歯科材料などの開発を行う医療イノベーションの推進を担う組織を拡充するとともに、民間との共同研究及び受託研究件数並びに国内及び国際特許出願件数をそれぞれ現行の1.5倍に向上させる。また、研究成果の実用化、事業化、ライセンスなどを統合的に行い、知の成果を積極的に社会に還元する。

22) 研究成果について、ホームページをはじめとする様々なメディアを通じて広く公表するとともに、平成29年度までに国外向けの情報発信サイトとして英語版を拡充し、積極的なアウトリーチ活動を開拓する。

23) 大学発ベンチャー創設を含め本学の研究成果を効果的・効率的に事業化・実用化に結びつけるために、国内外の企業をステークホルダーとして活用し、産学連携の重要性に関する啓発教育を推進するとともに、グローバルな協働関係を醸成し、持続的な連携を可能とするシステムを構築する。

**(2)研究実施体制等に関する目標**

## ○研究者等の配置

16)国際的に最高水準の先端的基礎および臨床研究を展開するために研究者等の適正配置を進める。

## ○研究環境の整備

17)研究リソースの集約化・一元管理を行い、医療分野のイノベーションを牽引するために研究機器等の共用化、学外共用の拡充を進め、計画的な整備や更新、安定的な維持管理を行うとともに、様々な研究分野の研究者の交流による研究の底上げを促し、研究力強化を進める。

## ○研究者支援

18)若手研究者、女性研究者および外国人研究者が能力を最大限に発揮できるよう、自立的な研究環境、子育て等のライフイベントおよびワークライフバランスに配慮した研究環境および国際化を促す研究環境の整備・支援を積極的に行う。

## ○知的財産の創出等と社会への還元体制の充実

19)最先端基礎研究、臨床研究およびトランスレーショナル研究を促進することで、質の高い知的財産シーズを創出するとともに、そのシーズを迅速に社会へ還元し、社会貢献を行う体制を構築する。

**(2)研究実施体制等に関する目標を達成するための措置**

## ○研究者等の配置に関する計画

24)研究者の採用方針から決定まで学長のリーダーシップのもと行われるようガバナンス改革を徹底する。また、学内教員組織の最小単位である「分野」の枠を超えて大学院指導を行う複数メンター制度を導入し、分野間の共同研究を推進するとともに、教育・研究を効率的・先端的に行うため、類似した学問領域の複数分野を「領域」としてまとめ、平成33年度までに10領域程度を編成する。

また、研究者の採用は国際公募とするほか、優秀な留学生を特任教員等で採用するシステムを構築する等の取組により、外国人教員等(外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員)を積極的に採用し、全教員に占める割合を平成33年度までに34.0%に向上させる。

## ○研究環境の整備に関する計画

25)学内に点在する機器・試料・施設等の各種リソースを研究・产学連携推進機構へ集約化し一元管理体制を整備するとともに、資金とスペースの有効的活用の支援を行うなど平成30年度までに湯島・駿河台・国府台地区の総合的かつ有機的な研究環境整備を促進する。

## ○研究者支援に関する計画

26)評価に基づいた研究者へのインセンティブを強化するとともに、学長のリーダーシップのもと、学長裁量経費の戦略的配分等により若手研究者の研究を支援する。

また、言語支援・生活支援等を継続、拡大することにより外国人留学生の増加を図り、優秀な留学生を特任教員等で採用するとともに、外国人研究者を含む若手研究者等を総合的に支援するAdvanced Research Center(仮称)を新設し、研究者等が高度な研究に専念でき、その能力を発揮できる環境を整備する。さらに、研究支援員等の配置や病児保育およびワーキングシェアの導入によって、研究と出産・子育て・介護などのライフイベントとのバランスを配慮した女性研究者が活躍できる環境作りを行う。

## ○知的財産の創出等と社会への還元体制の充実に関する計画

27)新たに構築した産学連携指標に基づいて、知的財産戦略を構築するとともに、産学連携研究センターを中心として、知的財産を活用して総額5,000万円以上の大型外部資金の獲得を目指す。また、バイオバンク事業を通して、世界最高水準の産学官疾患オミックス研究を推進し、知的財産を創出するほか、有体物移転契約(MTA)をより一層活用して、外部機関との円滑な研究協力並びに、実用化による社会への利益還元を積極的に行う。これらの取組を通じて、特許使用料、MTA収入を増加させる。

28)リサーチアドミニストレーターの活用により、医療イノベーション推進センターを中心として、シーズ探索から研究成果の実用化まで一気通貫型の支援を行い、大学発イノベーションを創出するとともに、全国の医学系大学との協力体制を強化し、効率的な社会還元を行う。

## ○研究の質の向上システム

20) 研究者の自己評価に加え、研究情報データベースをもとにした研究業績の分析によって客観性を持った評価を行うことで、研究の質の向上を推進する。

## ○産学連携体制の充実

21) 透明性の高い産学連携のもとで、イノベーション創出型産学連携活動を推進し、その成果を先進医療として実施するための産学連携組織体制の整備を行う。

## ○共同利用・共同研究拠点

22) 学内外の研究者、研究機関との交流・研究支援を推進し、学内外と連携して国際的に先駆的な難治疾患克服のための共同研究体制及び医歯工学融合分野の重点領域研究を推進する体制を確立して、医療系総合大学の機能強化の役割を果たすとともに、研究者コミュニティに貢献する。

## 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標

## ○社会との連携・社会貢献

23) 社会に開かれた大学として、本学に求められる社会のニーズを組織的に分析し、医療系総合大学の特色を活かして社会ニーズに即した取組を推進することで、より一層積極的な社会連携・社会貢献を行う。

## ○研究の質の向上システムに関する計画

29) 研究情報データベースやIR機能を活用して、国際的な研究者評価と国内における強みの分析を行うとともに、それらの評価に基づいた人員、研究費、研究スペースの重点化を行う。また、領域制を利用した分野協働、分野統合などによって大学としての研究の質の向上を推進する。

## ○産学連携体制の充実に関する計画

30) グローバルな産学連携研究を推進するため、国際的に通用する規則(生命倫理、利益相反など)を制定し、教職員への普及・定着を図るとともに、法令遵守、研究倫理遵守、利益相反マネジメントを一体化して管理するシステムを構築する。

また、先端医療を充実・促進するため、産学官との共同協力体制を強化し、附置研究所を含め全学レベルで、イノベーション創設のための研究戦略の策定を行うとともに、効果的な研究展開を支援するマネジメント体制についても併せて導入・整備する。

## ○共同利用・共同研究拠点に関する計画

31) 附置研究所を中心とした、医科学・生命科学・臨床医学に渡る国内外研究者との先端的難治疾患克服研究及び医歯工学融合分野の重点領域研究に係るネットワークを構築し、医療系総合大学機能を強化するとともに共同利用・共同研究拠点としての先導的役割を果たす。

## 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

## ○社会との連携・社会貢献に関する計画

32) 企業や関係機関等とより円滑に連携できるよう学内の体制を整備し、連携企画の立案を組織的・恒常的に行うことで、社会との連携を強化する。また、時代の変化に対応した社会のニーズを組織的に調査、分析し、自治体や他の教育研究機関との連携も活用して、健康長寿医療等に関する市民講座など社会および地域のニーズに対応した公開講座や社会人の学び直しを目的としたプログラム等をさらに充実させ、積極的に実施する。

33) 民間企業等からの人材を特別大学院生、共同研究者として受け入れ、医療現場、医歯学研究現場におけるシーズ・ニーズマッチングできる体制を整備し、社会において即戦力として通用する人材育成プログラムのステークホルダーとして活用する。また、東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れ、スポーツ医歯学およびスポーツサイエンス研究の成果を踏まえ、トップアスリートを指導・支援する理学療法士等を対象に教育プログラムを実施するとともに、研究の成果をシンポジウムやセミナーを通じて広く地域に還元する。

**4 その他の目標****(1)グローバル化に関する目標**

○大学の特性や強みを生かした国際通用性の向上

24) 学長のリーダーシップの下、統合教育機構(仮称)や統合国際機構(仮称)などを活用して、我が国の医歯学教育の向上に資する国際水準を超える医歯学教育モデルを構築するとともに、その実践としての国際化医療教育を推進する。

○国際水準の教育研究の展開

25) 国際化に対応した教育研究体制の樹立のため、学長のリーダーシップの下、統合教育機構(仮称)や統合国際機構(仮称)などを活用して、学内環境の整備を行うとともに、国内外の優秀な学生や教員を集め、国内外の教育研究機関との交流規模を拡大し、国際通用性の高い人材を育成することにより国際的認知度向上を図り、世界大学ランキングの医学分野ランキングをトップ100まで向上させる。

**4 その他の目標を達成するための措置****(1)グローバル化に関する目標を達成するための措置**

○大学の特性や強みを生かした国際通用性の向上に関する計画

34) IR機能を強化し、客観的な国際化指標を開発することで、データに基づく国際水準との比較を可能とする。それに基づいて国際水準を超えるカリキュラムを構築し、さらに、本学の教育研究成果を社会に発信する。

35) 海外からの医療人研修体制を充実し、受入数を増加させる。また、外国人患者受入体制を整備し、外国人患者への高度専門医療の提供を進めるとともに、海外拠点における大腸がんスクリーニング等の医療協力活動および人材育成を海外拠点の周辺国支援に繋ぐ。

○国際水準の教育研究の展開に関する計画

36) グローバルヘルス推進人材育成等に係る取組を推進し、留学支援・留学生支援を継続・拡大することにより、卒業生(学士)に占める海外経験者の割合を平成33年度までに医学科46.0%、歯学科36.0%、保健衛生学科20.0%まで引き上げるとともに、全大学院生に占める外国人留学生の割合を平成33年度までに22.0%まで引き上げる。

また、国際標準を用いた外部認証評価受審を進めるなど国際通用性を意識した教育プログラムの質保証を推進する。

37) チリ大学、チュラロンコーン大学との間に、ジョイントディグリープログラムを開設・運営し、国際共同教育研究と人材育成を行うとともに、海外での研究機会を拡大する。

また、先端的国際共同研究を戦略的に推進し、外国人研究者の積極的な招聘を行う。

これらの取組と合わせて年俸制やテニュアトラック制の拡充を含む人事制度改革等を行い、全教員に占める外国人教員等(外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員)の割合を平成33年度までに34.0%まで引き上げる。

## ○留学生・留学支援

26)留学生支援・留学支援を拡充させることにより、学生の国際流動性を高める。

## (2)附属病院に関する目標

## ○病院運営の強化

27)高度で先進的な医療、歯科医療および先制医療を推進するため、管理運営体制等の見直しなどガバナンスを強化するとともに臨床指標や管理会計等による分析・評価を通じ一層の運営の効率化を行い、病院運営を強化する。

## ○高度急性期医療機能及び地域医療の強化

28)高度急性期医療機能を担う病院機能を充実させるため、救命救急、難病、がんに対する医療並びに先端的歯科治療等をさらに充実させるとともに、自治体および医師会、歯科医師会、地域医療機関と連携し、地域医療の強化に貢献する。

## ○安全で良質な医療の提供(医療の質の向上)

29)エビデンスに基づく医療の質の向上を図るため、病院内外の評価に基づく医療の質的改善を行い、患者中心の安全・安心かつ質の高い全人的医療を提供する。

## ○留学生支援に関する計画

38)修士/博士課程における英語による授業科目割合の拡大(平成33年度54.0%)、科目ナンバリングや、統合国際機構(仮称)による留学生への支援強化(書類の完全英語化や対応窓口英語化による修学手続き支援等、研究支援、経済的支援、言語支援、日本の理解支援、生活支援、家族支援)など国際化に対応した教務/修学支援体制を樹立する。

また、留学生と日本人学生との交流機会について、学生主体の企画/運営組織を設立し、拡充する。

## ○留学支援に関する計画

39)学生(学士/修士/博士)の英語教育を充実させるとともに、学士課程においては、トップクラスの海外教育機関や海外拠点での多様な学習機会を創出・拡大する。修士・博士課程においても海外での活動機会を充実させることにより積極的な海外留学への動機づけを行い、国際プログラム等への参加・発表等の機会を増やし、学生の国際流動性を高める。

また、統合国際機構(仮称)により、留学に関する教育支援・事務的支援・経済的支援を拡充するとともに、留学先に応じた適切な予防接種実施や健康/安全情報を提供するほか、全留学生の把握および情報共有/連絡のためのオンライン情報管理システムの構築など、留学中の危機管理体制を整備する。特に、国際的なリーダーを養成する観点から、大学院修了生については、国内外の連携研究機関や国際ネットワークを活用し、外国でのポスドクを含めた留学を組織的に支援する仕組みを構築する。

## (2)附属病院に関する目標を達成するための措置

## ○病院運営の強化に関する計画

40)理事・病院長を中心としたガバナンスを強化するため、診療体制も含めた管理運営体制および予算配分方法等の見直しを行う。また、クオリティ・マネジメント・センターを中心として臨床指標に基づき持続的に診療水準を向上させる。さらに、管理会計システム等による経営状況の詳細な分析・評価に基づき、より効率的な診療体制を構築し、経費の節減等を継続して行う。

## ○高度急性期医療機能及び地域医療の強化に関する計画

41)医学部附属病院においては、救命救急センター、難病治療部、がん診療連携拠点機能などの高度医療提供体制を維持するとともに、診療機能の更なる充実のため、病床再編や先端医療機器の整備充実を行う。歯学部附属病院においては、インプラント治療などの先端的歯科治療を充実させるための体制整備を行う。

また、自治体および医師会、歯科医師会、地域医療機関等との連携の強化を進め、自治体の医療計画に則して、先端医療および高度急性期機能を担う病院としての役割を果たし、地域包括ケア体制の構築に貢献する。

## ○安全で良質な医療の提供(医療の質の向上)に関する計画

42)クオリティ・マネジメント・センターを中心とした臨床指標に基づく診療の質向上の推進や外部評価を活用した改善を行うとともに、口腔外科、頭頸部外科、形成外科、放射線の各部門間の連携や周術期口腔ケア体制の強化をはじめとする医学部附属病院と歯学部附属病院との診療連携をさらに進展させ、安心・安全で良質な全人的医療を行う診療体制を充実させる。

## ○臨床研究の推進と高度医療の開発

30) 関連医療機関との連携体制を構築するなど臨床研究および治験の管理・推進体制をさらに充実させ、高度医療の開発と実践を進めるとともに、保険診療の枠にとらわれない先端医療の導入を進める。

## ○豊かな人間性を備えた医療人の育成

31) 医療系の多職種の人材養成機能を有する医療系総合大学の特色を活かして職種別の専門性・機能性に応じた卒前教育を踏まえた教育・研修プログラムを整備し、豊かな人間性と高度な医療技術を兼備し、職種間で連携ができる社会的要請に応える実践的医療人の育成を推進する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

## 1 組織運営の改善に関する目標

## ○学長のリーダーシップに基づいた大学運営

32) 世界に冠たる医療系総合大学への飛躍のために、学長のリーダーシップによる取組によりガバナンス機能を強化するとともに、学内外関係者の意見反映の強化を推進する。併せて、学長のリーダーシップに基づいた大学運営の浸透および愛校心の醸成に係る取組を拡充し効果的な大学運営を推進する。

## ○戦略的な学内資源配分

33) 学長のリーダーシップの下、本学の強み・特色を活かした学内資源配分等の経営戦略を立案できる体制を拡充し、世界に冠たる医療系総合大学への飛躍のための戦略的な配分を実施する。

## ○臨床研究の推進と高度医療の開発に関する計画

43) 新規医薬品および新規医療材料等の医師主導治験や多施設共同臨床研究をさらに推進するため、管理体制、支援体制を臨床研究中核病院の水準にまで拡充するとともに、関連医療機関と臨床研究ネットワークを構築する。

また、医学部附属病院、歯学部附属病院、附置研究所、研究・产学連携推進機構との連携により高度医療技術の研究開発を行い、臨床への応用を進めるとともに、保険診療の枠にとらわれない先端医療の導入を推進する。

## ○豊かな人間性を備えた医療人の育成に関する計画

44) 医学科、歯学科、保健衛生学科、口腔保健学科および医学部附属病院、歯学部附属病院の連携による卒前・卒後を通じた一體的な教育・研修プログラムを整備改善するとともに、職種間の連携を高める教育・研修プログラムを整備し、実施する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

## ○学長のリーダーシップに基づいた大学運営に関する計画

45) 学長のリーダーシップに基づいた取組を推進するために、「学長指針」として、「国際化」・「教育」・「研究」・「医療」・「社会貢献」・「管理運営」の重点項目に関する具体的な方向性および取組計画を教職員FD・SD(Staff Development)やホームページ等を通じて学内外に周知するなどガバナンス機能の強化に係る取組を推進する。また、現行の創立記念行事等をさらに充実させるとともに、学長と各部局の教職員との懇談会を年4回程度定期的に実施することにより大学運営方針の浸透および愛校心の醸成を推進する。

46) 平成29年度までに監事へのサポート体制を拡充するとともに監事の協力のもと、これまで部局における業務運営や財務等に関する事項が主な監査対象であった定期監査について、組織編成を含めたガバナンス等についても監査を行うなど監査範囲を拡大し、監査結果を大学運営に反映させる。

また、海外拠点等の外国人教員等からも定期的に意見を聴取する仕組みを構築する。さらに、学外有識者より、本学が実施する事業や運営などについて意見・提案を受ける場を設け、提示された意見やアイデアを反映した取組を行う。その他、学生からの意見聴取の取組についても、全学に拡大し大学運営に活用する。

## ○戦略的な学内資源配分に関する計画

47) 平成29年度までに学内外の情報を収集・集約したデータベースの運用を開始するとともに、平成31年度までに学長企画室を拡充し、人的・物的・財的資源に係る資源配分機能を集中させる運用体制を導入する。さらに、IR機能を活用して学長が多角的に大学の現況を分析し戦略的な資源配分を行う体制を確立する。

48) 人事管理について、従来の定員数管理に代わる新たな人事管理制度を稼働させ、既存事業の見直し等により人件費を削減し、この財源の一部を学長裁量経費に充当し、政策経費等の戦略的経費として資源の再配分等を実施する。

## ○人事の適正化

34)多様な人材を採用・活用するため、弾力的な人事・給与制度の改革等により女性教員・年俸制教員の比率を向上させるほか、役員・管理職についても、女性登用を推進する。

また、適切な人事評価に応じた教職員処遇を行うことにより、大学の機能強化・活性化を推進する。

**2 教育研究組織の見直しに関する目標**

## ○教育研究組織の見直し・再編成等

35)社会的な役割やニーズを踏まえた上で教育研究組織に関する不断の検証を行い、学内資源の最適化、大学間連携を含めた教育研究組織の見直し・再編成等を行う。

**3 事務等の効率化・合理化に関する目標**

## ○事務組織の機能・編成の見直し

36)既存の事務組織体制の検証を行い、従前のスタイルに捉われない事務組織の効率化・合理化を行うとともに、定期的に再検証を行う。

## ○事務処理の効率化・合理化

37)検証体制を強化し、事務処理の見直し、組織改編、人員の適正配置等を実施するとともに、アウトソーシングや他機関との連携等により事務の効率化・合理化の取組を推進する。

## ○人事の適正化に関する計画

49)学長のリーダーシップの下、混合給与制度の拡充を含めた人事給与システムの改修など柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組を実施し、平成33年度までに、全教員に占める割合を女性教員で28.0%、年俸制教員で40.0%に向上させる。役員・管理職についても、女性登用を推進し、役員で12.5%、管理職で11.1%以上の水準とする。

また、評価制度について継続的に見直しを行うとともに、平成30年度に国際通用性を見据えた人事評価制度を導入するなど人事評価システムの拡充および当該システムによるデータのweb化やデータベース化を行うことで、評価結果の国際通用性・客観性を高め、より適切に職員処遇に反映できる運用体制の改革を進める。

**2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置**

## ○教育研究組織の見直し・再編成等に関する計画

50)学内外の教育研究データを集積・分析する体制を整備し、客観的なデータに基づく学内資源の最適化を実現するシステムを構築する。

また、四大学連合等の大学間連携や医歯工連携を強化した教育研究体制を構築するとともに、重点領域に関する基礎・臨床一体型の研究を推進する体制を整備する。

その他、国際感覚・国際競争力に優れた人材育成カリキュラムの開発を行うため、柔軟かつ機動的な組織編制を可能とする教育研究体制を確立する。

**3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置**

## ○事務組織の機能・編成の見直しに関する計画

51)既存の事務組織について、平成28年度に検証WGを設置し、平成31年度までに事務組織体制の検証を行い、検証結果および大学の課題を反映した柔軟なタスクフォースを設置し、課題解決に臨む。また、組織の検証にあたっては、監事からの意見も反映させる。

## ○事務処理の効率化・合理化に関する計画

52)組織内での検証体制を強化し、既存の事務処理の検証を行うとともに、各部局の所持する数値データ等を集約する等の取組により事務処理の効率化・合理化を推進する。

また、検証による組織改編および人員の適正配置並びにアウトソーシング等の取組により事務職員の時間外労働時間の減少および有給休暇取得率の向上を推進する。

その他、他機関との連携については、四大学連合の活用や近隣大学との連携等を提案・協議し、平成33年度までに他機関と連携して、共同研修等の新たな取組を実施する。

**III 財務内容の改善に関する目標****1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標****○外部資金の確保**

38) 外部資金の確保のため、科研費については教員1人につき1件以上の申請を目標に、第2期の平均採択率、平均採択件数と比較し各々を増加させる施策を実施するとともに、その他外部資金の獲得策についても公募情報の積極的な提供および採択に向けての指導助言等の取組を実施する支援体制を強化する。

**○附属病院収入の確保**

39) 附属病院運営の効率化等の取組を推進し、財政基盤の充実・財務状況の健全化を図り、安心・安全な医療を提供するための経営基盤を確立する。

**2 経費の抑制に関する目標****○経費の抑制**

40) 医療系総合大学としての教育・研究・医療の維持・向上を図るため、既定経費の定期的な見直しおよび検証も含めた省エネルギー対策等の取組を行うことにより一般管理費比率を抑制し、業務運営の合理化・効率化を推進する。

**III 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置****1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置****○外部資金の確保に関する計画**

53) 外部資金の積極的確保に向け、インセンティブ等を拡充し一層の獲得を促進するほか、公募や応募状況、採択に関する分析情報を学内に周知し、研究者の意識向上を推進するとともに、申請書作成に係る知的・人的支援を行い、科研費等の採択率、採択件数を増加させる。

また、产学連携研究センターおよびURA室の連携を強化し、パートナー企業の協力のもと本学シーズ発の医師主導治験、先進医療を推進することにより、ライセンスフィーおよび寄附金等を増加させる。

54) 大学基金について、趣旨を明確に伝え、学内行事等やホームページ等を通じ一層の周知強化を行うとともに、コンビニ決裁の導入等により寄附者の利便性を高めるほか、多様な特定基金の設立および寄附者へのインセンティブの向上等により寄附を促進する。

また、土地・建物等の財産貸付料金等について、社会経済情勢等を勘案しつつ見直しを行うほか、学内共同教育研究施設において、学内外からの共同利用を促進させ、施設・設備等利用料を徴収する仕組を導入する。

**○附属病院収入の確保に関する計画**

55) 保健医療管理部による内部監査などを通じて保険診療の適正化を進めるとともに、診療報酬改定等の状況変化に的確に対応することにより病院収入を確保する。併せて管理会計システムの活用等により診療科毎の収支状況について検証し、人件費、診療経費の見直しに努めるなど病院運営の効率化を推進し、収益率を改善させる。また、保険外療養の拡充や臨床研究の推進により更なる収入確保を推進する。

**2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置****○経費の抑制に関する計画**

56) 各部局へ配分している管理的経費等の既定経費について、業務運営の合理化・効率化(IT化、アウトソーシング、他大学との物品の共同調達等)を進めるなど、不断の見直しを行い、毎年1%以上を削減する。

57) 省エネ機器の導入および運転管理の工夫などの省エネルギー対策等の取組により年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減を推進するほか、医学部附属病院基幹・環境整備を始めとした設備の改修等に際して、省エネ機器の導入等により管理的経費を抑制する。

また、外部の検証機関において毎年度実施する特定温室効果ガスの削減量の検証とあわせて、担当部署においてエネルギー削減量の検証を行うなど着実な省エネを推進する。さらに、平成29年度までに電気設備および機械設備の運転保守管理業務の包括化を完了させる。

<p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標</b></p> <p>○資産の運用管理 41)保有資産の活用状況を継続的に検証し、資産運用コンサルタント等の外部有識者の知見も活用しつつ、有効活用方策等を検討のうえ、資産活用の最適化を推進する。</p>	<p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○資産の運用管理に関する計画 58)学内資金の活用状況を調査し、その結果を踏まえ、運用益の増収を図るために運用効率等を向上させるとともに資産の有効活用の検討に基づいて対処する。 また、財産貸付料金について、社会経済情勢等を踏まえた見直しを行うとともに、土地・建物等についても、活用状況等を踏まえ統廃合をはじめ売却も視野に不断の見直しを行う。</p>
<p><b>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</b></p> <p><b>1 評価の充実に関する目標</b></p> <p>○評価の充実及び評価結果の活用 42)自己点検・評価および外部評価を厳正に実施するとともに、学長が進捗状況に係る総括を行う仕組み等を構築し、評価結果を大学運営の改善に活用する仕組みを強化する。</p> <p><b>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</b></p> <p>○情報発信の推進 43)世界に冠たる医療系総合大学として飛躍するため、本学が実施する医学・歯学・生命理工学等の緊密な連携による教育・研究・医療に関する取組や海外の大学等との国際交流プログラムなど特色ある活動を積極的に情報発信する。</p>	<p><b>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○評価の充実及び評価結果の活用に関する計画 59)全学的な評価システムの改善充実を行い、自己点検・評価、年度評価、中期目標期間評価および認証評価を適切に実施する。特に、法人評価については、毎年度の評価結果に基づき、期待する取組と改善が必要な取組等に区分し、関連会議および部局に対して、具体的に次年度に求められるアクションプランを提示し取組の推進・改善を促す。</p> <p><b>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○情報発信の推進に関する計画 60)特色ある本学の教育・研究・医療等に関する活動についてわかりやすく日本および世界にアピールすることにより、諸活動の社会への還元と本学の知名度の向上に資する広報を行う。活動状況等については各部局および大学全体に情報源を求め、教育・研究・医療・社会貢献・国際化の観点から情報発信データとして整理し、さらに、大学ポートレートに反映することで内容を充実する。 発信内容については各ステークホルダーのニーズに対応した最適化を行い、発信方法については広報実績を踏まえた有用性と利便性の点検を行った上で広報目的および対象に応じた多様な媒体を利用した、日本語および英語による国際的な情報発信体制を構築する。学内での情報の共有化のための情報発信についても検証により改善策を推進する。</p>
<p><b>V その他業務運営に関する重要目標</b></p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</b></p> <p>○施設等の有効活用の推進 44)学長のリーダーシップのもと、施設点検評価により学長裁量スペース等を設け、新たな医療イノベーション創出等のために提供するなど施設設備の有効活用を実施する。また、施設の長期的利用に向けた品質確保のため、計画的に施設機能の維持保全を行う。</p>	<p><b>V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</b></p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>○施設等の有効活用の推進に関する計画 61)施設点検評価を実施し、施設利用状況を検証したうえで、学長が有効活用について戦略的に発案できる体制を構築し、共用スペースの拡充、再配分等を行い、既存施設を有効に活用する。 また、施設パトロール等により既存施設・設備の状況を的確に把握し、その結果を踏まえ、長期修繕計画を見直し、計画的な修繕により、施設の維持保全を推進する。 その他、高額な大型研究設備等について、学内共同教育研究施設等への集約化を行い、全学的に利活用できる設備として効率的かつ効果的に運用する。</p>

○施設等の整備

45) キャンパスマスター・プランの実現に向けた取組と医療系総合大学としての持続的発展を推進する。また、その方針に沿って附属病院の機能強化のための施設等整備を検討する。

## 2 安全管理に関する目標

○安全管理・危機管理

46) 安全管理・危機管理体制の検証を行い、改善を推進することにより安全管理・各種管理体制を強化し、労働安全衛生法・環境管理に関する法令等を踏まえて安全性・信頼性のある教育研究診療環境を確保する。

その他、安全管理・危機管理に関連した大学間連携を実現する。

## 3 法令遵守に関する目標

○法令遵守

47) 研究不正および個人情報漏洩の防止を含め法令遵守に係る取組を強化するとともに、監査体制を強化し学生を含めた全学的な遵守を徹底させる。

○施設等の整備に関する計画

62) 既存の施設整備長期計画を、学長のリーダーシップのもと、大学の戦略構想やアカデミックプランに則したキャンパスマスター・プランへと拡充するとともに、当該プランに基づいたアクションプランを策定し、実現に向けた取組を行う。

また、附属病院についても第三期中期目標期間中に附属病院の機能強化を推進するための施設改修整備を検討する。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○安全管理・危機管理に関する計画

63) 平成29年度までに、既存の安全管理・危機管理体制を検証し、体制の見直しや強化を推進する。平成30年度からは更なる充実に向けた取組について実施または実施準備を進めるとともに、平成33年度までには各取組について再検証を行うことにより、安全管理体制を強化する。特に、両附属病院においては、病院長のガバナンスの下、事業継続計画(Business continuity planning)を策定し、大規模災害等を想定したシミュレーション等を連携して行う。

また、ガイドライン・マニュアル等についても、様々な状況を想定し、改訂・作成作業を進め周知徹底するほか、研修については、役員および教職員に対し職種・職階別に段階的に実施する。その他、安全管理・危機管理に関連した大学間連携について、企画・検討を行い、平成33年度までに危機管理に関する情報共有体制の構築等に係る取組を実施する。

## 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

○法令遵守に関する計画

64) 法令遵守に係る全学的なガイドラインを策定し、現行の各委員会等の組織体系および法令等に基づく適正な法人運営・組織の管理責任を明確にするとともに、法令遵守に係る各種取組について、既存の取組の検証を行うなどさらに充実させる。

内部監査体制を強化し、定期的な検証および啓発を行うとともに、研修等の拡充や年度途中の採用者についての受講方法等を検討のうえ確実に受講させるなどの取組を行い、学生を含め大学構成員全体に法令遵守を周知徹底する。

○研究不正等に対する防止策に関する計画

65) 不正防止計画・推進委員会の機能を強化し、月1回の定例開催によってコンプライアンス推進責任者から報告を求め、研究不正防止に係る各種取組について検証を行うとともに、種々のコンプライアンス遵守のための研修会への出席を学生を含め研究に携わる大学構成員全体に義務付け、受講票による管理を行う。

また、不正防止計画・推進委員会の下に、病院長を委員長とした臨床研究監視委員会を設置し、医師主導型臨床研究について、全学レベル、病院レベルのダブルチェックを行う体制を整備する。

○情報セキュリティに関する計画

66) 個人情報漏洩の防止を含む情報セキュリティに係るソフト面、ハード面の各種取組について、定期的な検証を行うとともに、研修等の既存の取組を充実させ、個人情報に携わる学生・教職員への法令遵守を徹底させる。特に、情報セキュリティに係るガイドラインについては、見直しのうえ、適宜、事例に対する対応方法を追加するとともに、組織の管理責任の明確化等の内容を充実させる改訂を行う。

中期目標原案	中期計画案
<p><b>VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</b>            (運営費交付金算定ルールが未定のため、本項目未記載)</p> <p><b>VII 短期借入金の限度額</b>            (運営費交付金算定ルールが未定のため、本項目未記載)</p> <p><b>VIII 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画</b></p> <p>1. 重要な財産を譲渡する計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 若宮地区（若宮町宿舎跡地）の土地（東京都新宿区若宮町26番1 955.58m<sup>2</sup>）を譲渡する。</li> <li>2. 白山地区（白山宿舎跡地）の土地（東京都文京区白山2丁目151番2 496.92m<sup>2</sup>）を譲渡する。</li> </ol> <p>2. 重要な財産を担保に供する計画</p> <p>医学部及び歯学部附属病院における施設の整備に必要となる経費の長期借り入れに伴い、本学の敷地及び附属病院の建物について、担保に供する。</p> <p><b>IX 剰余金の使途</b></p> <p>毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、「教育研究の質の向上及び組織運営の改善」に充てる。</p>	

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
・小規模改修	総額 294	(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(294)

注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するため必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

### 2 人事に関する計画

人事管理について、従来の定員数管理に代わる新たな人事管理制度を稼働させ、既存事業の見直し等により人件費を削減し、この財源の一部を学長裁量経費に充当し、政策経費等の戦略的経費として資源の再配分等を実施する。

学長のリーダーシップの下、混合給与制度の拡充を含めた人事給与システムの改修など柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組を実施し、平成33年度までに、全教員に占める割合を女性教員で28.0%、年俸制教員で40.0%に向上させる。役員・管理職についても、女性登用を推進し、役員で12.5%、管理職で11.1%以上の水準とする。

また、評価制度について継続的に見直しを行うとともに、平成30年度に国際通用性を見据えた人事評価制度を導入するなど人事評価システムの拡充および当該システムによるデータのw e b化やデータベース化を行うことで、評価結果の国際通用性・客観性を高め、より適切に職員処遇に反映できる運用体制の改革を進めます。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み ●百万円

(運営費交付金算定ルールが未定のため、本項目未記載)

### 3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし

(長期借入金)

(単位:百万円)

財源/年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標期間小計	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還金 ((独)大学改革支援・学位授与機構)	2,507	2,354	2,229	1,944	1,566	1,135	11,736	7,677	19,413

(注1) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることがある。

(注2) 百万円未満を四捨五入しているため、各年度の合計と中期目標期間小計が合致していない。

(リース資産)

該当なし

4 積立金の使途

(平成28年2月15日提出期限のため、本項目未記載)

中期目標原案		中期計画案									
別表1(学部、研究科)		別 表(収容定員)									
<table border="1"> <tr> <td>学 部</td> <td>医学部  歯学部</td> </tr> <tr> <td>研究 科</td> <td>医歯学総合研究科  保健衛生学研究科</td> </tr> </table>		学 部	医学部  歯学部	研究 科	医歯学総合研究科  保健衛生学研究科	<table border="1"> <tr> <td>学 部</td> <td>医学部 959人 (うち 医師養成に係る分野599人) 歯学部 473人 (うち 歯科医師養成に係る分野318人)</td> </tr> <tr> <td>研究 科</td> <td>医歯学総合研究科 1044人 うち 修士課程215人 博士課程829人 保健衛生学研究科 117人 うち 修士課程24人 博士課程93人</td> </tr> </table>		学 部	医学部 959人 (うち 医師養成に係る分野599人) 歯学部 473人 (うち 歯科医師養成に係る分野318人)	研究 科	医歯学総合研究科 1044人 うち 修士課程215人 博士課程829人 保健衛生学研究科 117人 うち 修士課程24人 博士課程93人
学 部	医学部  歯学部										
研究 科	医歯学総合研究科  保健衛生学研究科										
学 部	医学部 959人 (うち 医師養成に係る分野599人) 歯学部 473人 (うち 歯科医師養成に係る分野318人)										
研究 科	医歯学総合研究科 1044人 うち 修士課程215人 博士課程829人 保健衛生学研究科 117人 うち 修士課程24人 博士課程93人										
別表2(共同利用・共同研究拠点)											
<table border="1"> <tr> <td>難治疾患研究所</td> </tr> <tr> <td>生体材料工学研究所</td> </tr> </table>		難治疾患研究所	生体材料工学研究所								
難治疾患研究所											
生体材料工学研究所											